

## 中国地域野生鳥獣対策ネットワーク会則

平成 25 年 7 月 9 日設立総会  
一部改正 平成 29 年 11 月 14 日  
一部改正 令和 4 年 11 月 9 日  
一部改正 令和 7 年 11 月 12 日

### (名称)

第 1 条 この会は、中国地域野生鳥獣対策ネットワーク（以下「中獣ネット」という。）と称する。

### (目的)

第 2 条 中獣ネットは、野生鳥獣との共存、共生に基づく総合的な対策が求められるなか、野生鳥獣の保護・管理、防除、普及及び試験研究に関わる者が一堂に会し、野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的かつ効果的な防除方法等に関して情報交換及び検討を行うとともに、県境を越えた広域的な連携など効果的な鳥獣被害防止対策の推進を図ることを目的とする。

### (活動)

第 3 条 中獣ネットは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議及び活動を行う。

- 一 特定鳥獣の適切な保護・管理・防除について
- 二 野生鳥獣の被害防止対策に関する国、県及び市町村等の施策について
- 三 関係機関の連携のあり方について
- 四 その他必要な事項について

### (構成員)

第 4 条 中獣ネットは次の各号に掲げる職を以て充てる。

- 一 国関係
  - ア 中国四国地方環境事務所 野生生物課長
  - イ 近畿中国森林管理局 保全課長
  - ウ 中国四国農政局 農村環境課長
- 二 県関係 中国地域の各県における農業、林業、環境及び普及関係 4 部局の鳥獣対策担当課（室）長
- 三 市町村関係 中国地域の各市町村における農業、林業、環境及び普及関係 4 部局の鳥獣対策担当課（室）長、被害防止計画の作成及び変更に関する協議並びに被害防止計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会会長
- 四 国立研究開発法人
  - ア 農業・食品産業技術総合研究機構
    - 畜産研究部門 動物行動管理研究領域 動物行動管理グループ 上級研究員
    - イ 森林研究・整備機構 森林総合研究所 関西支所 野生鳥獣類管理担当研究員

(役員)

第5条 中獣ネットに会長及び副会長を置く。

- 2 会長は中国四国農政局農村振興部農村環境課長とする。
- 3 副会長は各県鳥獣害対策担当課（室）長の中から総会の議決をもって選し、その任期は1年とする。
- 4 会長は中獣ネットを総括し、副会長は会長を補佐するとともに、会長不在のときは会長の職務を代行する。

(事務局)

第6条 中獣ネットの事務局は、中国四国農政局農村振興部農村環境課に置く。

(総会)

第7条 総会は、原則として年1回招集し、次の事項を決議する。

なお、総会は、第8条の会議等と合わせて開催することができる。

- 一 活動の計画と報告
- 二 会則の改正
- 三 その他必要な事項

(会議等)

第8条 第3条の活動のための会議等は、構成員の求めがあった場合又は会長が必要と認める場合に、構成員を招集し開催する。

- 2 第1項の会議等の開催に当たって、会長が必要と認める場合には、関係する国、地方自治体及び農業関係団体等の担当者の出席を求めることができる。

(経費等)

第9条 会費の徴収は原則として行わない。

- 2 中獣ネットの運営及び活動に要する費用は、構成員からの役務の提供又は参加者からの実費負担をもって充てる。

(雑則)

第10条 会員は、第3条に掲げる活動について、普段から自主的に取り組むよう努めるものとする。

(届出)

第11条 構成員は、その氏名に変更があったときは、遅滞なく中獣ネット事務局にその旨を届けなければならない。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、その他必要な事項については、総会において協議し定める。

(附則)

本会則は、令和7年11月12日から施行する。